

履歴事項全部証明書

大阪市浪速区恵美須西三丁目13番24号
株式会社YOLO JAPAN

会社法人等番号	1200-01-109611	
商号	株式会社aim	
	株式会社YOLO JAPAN	平成30年 5月 1日変更 平成30年 5月 1日登記
本店	大阪市天王寺区生玉前町1番17号	平成30年 5月 1日移転 平成30年 5月 1日登記
	大阪市浪速区恵美須西三丁目13番24号	令和 1年 9月17日移転 令和 1年 9月19日登記
公告をする方法	当会社の公告は、官報に掲載する	
会社成立の年月日	平成16年12月24日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外国語学校の運営 2. 英会話の教授及び研究 3. 翻訳、通訳に関する人材教育のための教育・養成教室の経営 4. 翻訳、通訳に関する業務 5. 各種留学先の紹介並びに留学手続きの代行 6. 出版物の企画、編集、制作及び販売に関する業務 7. 労働者派遣事業 8. 職業紹介事業 9. 各種マーケティング調査 10. WEBサイトの開発及び運用 11. 外国人会員向けメディアプラットフォームの運営 12. 外国人就労の支援に関する業務 13. ホテルの経営 14. 飲食店の経営 15. 金融業 16. 上記に附帯する一切の業務 <p style="text-align: right;">令和 1年 7月26日変更 令和 1年 7月29日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外国語学校の運営 2. 英会話の教授及び研究 3. 翻訳、通訳に関する人材教育のための教育・養成教室の経営 4. 翻訳、通訳に関する業務 5. 各種留学先の紹介並びに留学手続きの代行 6. 出版物の企画、編集、制作及び販売に関する業務 7. 労働者派遣事業 	

	<p><u>8. 職業紹介事業</u> <u>9. 各種マーケティング調査</u> <u>10. WEBサイトの開発及び運用</u> <u>11. 外国人会員向けメディアプラットフォームの運営</u> <u>12. 外国人就労の支援に関する業務</u> <u>13. ホテルの経営</u> <u>14. 飲食店の経営</u> <u>15. 金融業</u> <u>16. 飲食店等向けデリバリー事業</u> <u>17. ビル、店舗、住宅等の消毒・除菌事業</u> <u>18. レンタルオフィス事業</u> <u>19. 上記に附帯する一切の業務</u></p> <p>令和 2年 7月30日変更 令和 2年 9月17日登記</p>
	<p><u>1. 外国語学校の運営</u> <u>2. 英会話の教授及び研究</u> <u>3. 翻訳、通訳に関する人材教育のための教育・養成教室の経営</u> <u>4. 翻訳、通訳に関する業務</u> <u>5. 各種留学先の紹介並びに留学手続きの代行</u> <u>6. 出版物の企画、編集、制作及び販売に関する業務</u> <u>7. 労働者派遣事業</u> <u>8. 職業紹介事業</u> <u>9. 各種マーケティング調査</u> <u>10. WEBサイトの開発及び運用</u> <u>11. 外国人会員向けメディアプラットフォームの運営</u> <u>12. 外国人就労の支援に関する業務</u> <u>13. ホテルの経営</u> <u>14. 飲食店の経営</u> <u>15. 金融業</u> <u>16. 飲食店等向けデリバリー事業</u> <u>17. ビル、店舗、住宅等の消毒・除菌事業</u> <u>18. レンタルオフィス事業</u> <u>19. 催事の企画、運営</u> <u>20. 上記に附帯する一切の業務</u></p> <p>令和 3年 7月29日変更 令和 3年 8月 3日登記</p>
	<p><u>1. 外国語学校の運営</u> <u>2. 英会話の教授及び研究</u> <u>3. 翻訳、通訳に関する人材教育のための教育・養成教室の経営</u> <u>4. 翻訳、通訳に関する業務</u> <u>5. 各種留学先の紹介並びに留学手続きの代行</u> <u>6. 出版物の企画、編集、制作及び販売に関する業務</u> <u>7. 労働者派遣事業</u> <u>8. 職業紹介事業</u> <u>9. 各種マーケティング調査</u> <u>10. WEBサイトの開発及び運用</u> <u>11. 外国人会員向けメディアプラットフォームの運営</u> <u>12. 外国人就労の支援に関する業務</u> <u>13. 飲食店の経営</u> <u>14. 金融業</u> <u>15. レンタルオフィス事業</u></p>

	16. 催事の企画、運営 17. 上記に附帯する一切の業務 令和 4年 7月28日変更	令和 4年 8月 9日登記
発行可能株式総数	100万株	平成29年 7月30日変更
		平成29年 7月31日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>16万1446株</u>	令和 1年 8月23日変更
		令和 1年 8月29日登記
	発行済株式の総数 <u>16万2092株</u>	令和 1年12月27日変更
		令和 2年 1月 8日登記
	発行済株式の総数 <u>17万1092株</u>	令和 2年 3月26日変更
		令和 2年 4月 9日登記
	発行済株式の総数 <u>17万8537株</u>	令和 2年 3月26日変更
		令和 2年 4月 9日登記
	発行済株式の総数 <u>18万1016株</u>	令和 3年 1月31日変更
		令和 3年 2月 1日登記
	発行済株式の総数 <u>18万4324株</u>	令和 3年 8月31日変更
		令和 3年 9月10日登記
	発行済株式の総数 <u>18万7630株</u>	令和 3年10月31日変更
		令和 3年11月11日登記
発行済株式の総数 <u>20万8290株</u>	令和 3年11月10日変更	
	令和 3年11月11日登記	
発行済株式の総数 <u>21万769株</u>	令和 5年 2月28日変更	
	令和 5年 3月 9日登記	
発行済株式の総数 <u>21万3249株</u>	令和 5年 2月28日変更	
	令和 5年 3月 9日登記	
発行済株式の総数 <u>21万7383株</u>	令和 5年 3月13日変更	
	令和 5年 3月22日登記	

	発行済株式の総数 21万9036株	令和 5年 4月26日変更
		令和 5年 5月 2日登記
資本金の額	<u>金2億6613万5050円</u>	令和 1年 8月23日変更
		令和 1年 8月29日登記
	<u>金2億7114万1550円</u>	令和 1年12月27日変更
		令和 2年 1月 8日登記
	<u>金3億2559万1550円</u>	令和 2年 3月26日変更
		令和 2年 4月 9日登記
	<u>金3億7063万3800円</u>	令和 2年 3月26日変更
		令和 2年 4月 9日登記
	<u>金3億8563万1750円</u>	令和 3年 1月31日変更
		令和 3年 2月 1日登記
	<u>金4億564万5150円</u>	令和 3年 8月31日変更
		令和 3年 9月10日登記
	<u>金4億2564万6450円</u>	令和 3年10月31日変更
		令和 3年11月11日登記
	<u>金5億5063万9450円</u>	令和 3年11月10日変更
		令和 3年11月11日登記
	<u>金1000万円</u>	令和 4年 4月28日変更
		令和 4年 5月 2日登記
	<u>金2499万7950円</u>	令和 5年 2月28日変更
		令和 5年 3月 9日登記
	<u>金4000万1950円</u>	令和 5年 2月28日変更
		令和 5年 3月 9日登記
	<u>金6501万2650円</u>	令和 5年 3月13日変更
		令和 5年 3月22日登記

	金7501万3300円	令和5年4月26日変更 令和5年5月2日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなくてはならない。	
役員に関する事項	<u>取締役</u> 加地太祐	平成29年6月30日重任 平成29年7月4日登記
		<u>取締役</u> 加地太祐
	取締役 加地太祐	令和3年1月15日重任 令和3年1月27日登記
		令和4年7月28日重任 令和4年8月9日登記
	<u>取締役</u> 田端孝至	平成29年6月30日重任 平成29年7月4日登記
		<u>取締役</u> 田端孝至
	取締役 田端孝至	令和3年1月15日重任 令和3年1月27日登記
		令和4年7月28日重任 令和4年8月9日登記
	<u>取締役</u> 赤木謙介	平成30年7月27日就任 平成30年8月9日登記
		<u>取締役</u> 赤木謙介
	取締役 赤木謙介	令和3年1月15日重任 令和3年1月27日登記
		令和4年7月28日重任 令和4年8月9日登記
	<u>取締役</u> 宇都奈緒子	平成30年11月1日就任 平成30年11月14日登記
		令和2年4月30日辞任 令和2年5月7日登記

	取締役	<u>天王寺谷健</u>	令和3年1月15日就任
			令和3年1月27日登記
	取締役	<u>天王寺谷健</u>	令和4年7月28日重任
			令和4年8月9日登記
			令和5年4月30日辞任
			令和5年5月2日登記
	取締役	<u>西村利江 (中村利江)</u>	令和3年1月15日就任
			令和3年1月27日登記
	取締役	<u>西村利江 (中村利江)</u>	令和4年7月28日重任
			令和4年8月9日登記
	取締役	<u>ビンガム綾子</u>	令和5年5月1日就任
			令和5年5月2日登記
	取締役	<u>北山玲奈</u>	令和5年5月1日就任
			令和5年5月2日登記
	<u>大阪市阿倍野区阪南町三丁目30番3号</u> 代表取締役	<u>加地太祐</u>	平成29年6月30日重任
			平成29年7月4日登記
	<u>大阪市阿倍野区阪南町三丁目30番3号</u> 代表取締役	<u>加地太祐</u>	令和3年1月15日重任
			令和3年1月27日登記
	<u>大阪市阿倍野区阪南町三丁目30番3号</u> 代表取締役	<u>加地太祐</u>	令和4年7月28日重任
			令和4年8月9日登記
	監査役	<u>中島一憲</u>	平成31年2月1日就任
			平成31年2月8日登記
	監査役	<u>中島一憲</u>	令和4年7月28日重任
			令和4年8月9日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		平成29年7月4日登記

<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: right;">令和 3年 1月15日設定 令和 3年 1月27日登記</p>
<p>新株予約権</p>	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 5148個</p> <p>なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。 (ただし、下記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式5148株</p> <p>なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り上げる。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨払込を要しない。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、4650円とする。</p> <p>なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行調整前株式数} \times \text{行使価額} + \text{新規発行1株当たり株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。</p>

	<p>新株予約権を行使することができる期間 平成32年5月1日から平成40年3月31日までとする。 ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。</p> <p>新株予約権の行使の条件 ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。 ただし、新株予約権者が定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。 ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合および新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で本新株予約権を取得する。</p>	<p>平成30年 4月19日発行 ----- 平成30年 5月 1日登記</p>
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>
<p>監査役設置会社に関する事項</p>	<p>監査役設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>
<p>登記記録に関する事項</p>	<p>設立</p>	<p>平成16年12月24日登記</p>



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 5年 5月23日

大阪法務局
登記官

武 田 恵 美

